

第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況の概要 (平成 28 年 3 月 31 日時点)

- 本資料においては、平成 27 年度決算における第三セクター及び地方三公社 7,410 法人のうち、地方公共団体が損失補償・債務保証、貸付（長期・短期）を行っている法人を調査対象としています。
- 総務省では、第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況を毎年度調査し、結果を団体・法人別に公表し、財政的リスクの「見える化」を推進することとしています。

調査結果の概要

法人分類	全体	I 当該地方公共団体の財政規模に対する損失補償等の額の割合(※1)が、早期健全化基準(※2)に達している法人	II 債務超過法人	III 経常赤字法人	IV 債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の財政規模の10%以上となっている公社
	法人数(構成比)	法人数(構成比)	法人数(構成比)	法人数(構成比)	法人数(構成比)
第三セクター	658 (55.2%)	13 (17.8%)	89 (71.2%)	212 (51.7%)	—
社団・財団法人	303 (25.4%)	11 (15.1%)	8 (6.4%)	133 (32.4%)	—
会社法法人	355 (29.8%)	2 (2.7%)	81 (64.8%)	79 (19.3%)	—
地方三公社	535 (44.8%)	60 (82.2%)	36 (28.8%)	198 (48.3%)	62 (100.0%)
地方住宅供給公社	24 (2.0%)	2 (2.7%)	5 (4.0%)	7 (1.7%)	—
地方道路公社	32 (2.7%)	6 (8.2%)	2 (1.6%)	3 (0.7%)	—
土地開発公社	479 (40.2%)	52 (71.2%)	29 (23.2%)	188 (45.9%)	62 (100.0%)
合計	1,193 (100.0%)	73 (100.0%)	125 (100.0%)	410 (100.0%)	62 (100.0%)
全体比	1,193/1,193 (100.0%)	73/1,193 (6.1%)	125/1,193 (10.5%)	410/1,193 (34.4%)	62/479 (12.9%)

(※1) (損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金)／標準財政規模

(※2) 実質赤字の早期健全化基準…道府県3.75%(東京都5.54%)、市区町村11.25～15.00%

- 平成 27 年度決算における調査対象法人数は 1,193 法人(前年度調査比＋2 法人)(次頁参照)となっており、内訳は、第三セクターが 658 法人(同＋15 法人)、地方三公社が 535 法人(同▲13 法人)となっています。
- 調査対象法人 1,193 法人のうち、当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償等の額の割合が実質赤字の早期健全化基準に達している法人は 73 法人(同▲25 法人)、債務超過の法人は 125 法人(同▲8 法人)、経常赤字又は当期正味財産額が減少している法人は 410 法人(同▲39 法人)となっています。また、土地開発公社 479 法人のうち、債務保証等を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上の土地の簿価総額が当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の土地開発公社は 62 法人(同▲12 法人)となっています。
- 第三セクター等が経営破たんした場合に財政負担を負うリスクが高い水準に達している地方公共団体や、こうした財政的リスクを正確に把握していない地方公共団体によっては、当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことが求められます。

(連絡先)

自治財政局公営企業課

松田理事官、山邊係長、北村事務官

電話 03-5253-5635 (直通) 内線 23425

FAX 03-5253-5640

今年度調査と昨年度調査の増減

(上段:法人数 下段:構成比・増減率)

法人分類	全体			Ⅰ 当該地方公共団体の財政規模 に対する損失補償等の額の割 合(※1)が、早期健全化基準 (※2)に達している法人			Ⅱ 債務超過法人			Ⅲ 経常赤字法人			Ⅳ 債務保証等の対象となっている 保有期間が5年以上の土地の 簿価総額が、当該地方公共団 体の財政規模の10%以上となっ ている公社		
	H27	H26	増減	H27	H26	増減	H27	H26	増減	H27	H26	増減	H27	H26	増減
第三セクター	658 55.1%	643 54.0%	+15 +2.3%	13 17.8%	17 16.3%	▲4 ▲23.5%	89 71.2%	91 68.4%	▲2 ▲2.2%	212 51.7%	254 56.6%	▲42 ▲16.5%	-	-	-
社団・財団法人	303 25.4%	295 24.8%	+8 +2.7%	11 15.1%	14 13.3%	▲3 ▲21.4%	8 6.4%	12 9.0%	▲4 ▲33.3%	133 32.4%	145 32.3%	▲12 ▲8.3%	-	-	-
会社法法人	355 29.7%	348 29.2%	+7 +2.0%	2 2.7%	3 3.1%	▲1 ▲33.3%	81 64.8%	79 59.4%	+2 +2.5%	79 19.3%	109 24.3%	▲30 ▲27.5%	-	-	-
地方三公社	535 44.9%	548 46.0%	▲13 ▲2.2%	60 82.2%	81 83.7%	▲21 ▲25.9%	36 28.8%	42 31.6%	▲6 ▲14.3%	198 48.3%	195 43.4%	+3 +1.5%	62 100.0%	74 100.0%	▲12 ▲16.2%
地方住宅供給公社	24 2.0%	23 1.9%	+1 +4.3%	2 2.7%	4 4.1%	▲2 ▲50.0%	5 4.0%	5 3.8%	0 0.0%	7 1.7%	5 1.1%	+2 +40.0%	-	-	-
地方道路公社	32 2.7%	32 2.7%	0 0.0%	6 8.2%	7 7.1%	▲1 ▲14.3%	2 1.6%	2 1.5%	0 0.0%	3 0.7%	4 0.9%	▲1 ▲25.0%	-	-	-
土地開発公社	479 40.2%	493 41.4%	▲14 ▲2.6%	52 71.2%	70 72.4%	▲18 ▲25.7%	29 23.2%	35 26.3%	▲6 ▲17.1%	188 45.9%	186 41.4%	+2 +1.1%	62 100.0%	74 100.0%	▲12 ▲16.2%
合計	1,193 100.0%	1,191 100.0%	+2 +0.3%	73 100.0%	98 100.0%	▲25 ▲25.5%	125 100.0%	133 100.0%	▲8 ▲6.0%	410 100.0%	449 100.0%	▲39 ▲8.7%	62 100.0%	74 100.0%	▲12 ▲16.2%
全体比	1,193/1,193 100.0%	1,191/1,191 100.0%	- -	73/1,193 6.1%	98/1,191 8.2%	- -	125/1,193 10.5%	133/1,191 11.2%	- -	410/1,193 34.4%	449/1,191 37.7%	- -	62/479 12.9%	74/493 15.0%	- -

(※1) (損失補償・債務保証付債務残高+短期貸付金) / 標準財政規模

(※2) 実質赤字の早期健全化基準・・・道府県3.75% (東京都5.54%)、市区町村11.25~15.00%